

会員に関する規程

制 定 2012（平成 24）年 1 月 21 日
2011（平成 23）年度第 1 回臨時総会
一部改正 2016（平成 28）年 12 月 11 日
2016（平成 28）年度第 2 回理事会

（目的）

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本語教育学会（以下「本会」という。）定款第 5 条から第 11 条までの規定に基づき、本会の会員の入会、退会及び会費並びにその他必要な事項を定めることを目的とする。

（入会基準及び手続）

第 2 条 本会の普通会員又は賛助会員として入会しようとする個人又は団体に対しては、理事会の議を経て定める入会申込フォームの提出を求めるものとする。

2 前項の入会申し込みに対しては、次の基準により、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 6 条に該当しない個人又は団体であること。

3 本会は、入会資格を合理的理由なく特定の要件を満たす者に限定する等の差別的取り扱いをしない。

4 名誉会員については、理事会であらかじめ本人の意向を確認の上、代議員総会において推薦を決定し、本人に通知する。

（会員名簿及び個人会員に関する情報の取り扱い）

第 3 条 入会者は、会員の種別ごとに、本会の管理する会員名簿に登録する。

2 前条の入会申込フォームに記載した事項に変更があった場合は、本会会員管理システム上のマイページにログインし、当該会員自らすみやかに変更を行う義務がある。また、自ら変更が不可能な事項については、その旨をメールや郵便等文章で事務局に伝えなければならない。

3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分に尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

（入会金及び会費）

第 4 条 本会の入会金は、次のとおりとする。

普通会員 5,000 円

2 本会の会費は、次のとおりとする。

(1) 普通会員 年度額 10,000 円

(2) 賛助会員 年度額 一口 50,000 円

(3) 名誉会員は、入会金及び会費を納入することを要しない。

(退会事由及び手続)

- 第5条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。
- 2 定款第9条及び第10条の定めにより、任意退会以外の事由により、会員資格を喪失した場合は、任意退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。
 - 3 前2項により任意退会及び会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。

(再入会)

- 第6条 前条の規定により、会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書とともに、改めて第2条に定める入会申込フォームの提出を求めることにする。
- 2 定款第10条の規定により、会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、改めて第2条に定める申込フォームの提出を求めることとする。
 - 3 定款第9条の規定により、会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書とともに、改めて第2条に定める入会申込フォームの提出を求めることにする。

(細則)

- 第7条 この規程に定めるもののほか、会員に関する必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行し、平成29年3月1日から適用する。